

平成26年

上砂川町議会会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程	2
会議録署名議員	2
開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員指名について	2
会期決定について	2
町長就任挨拶	2
議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3
追加日程について	5
同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて（同意）	5
副町長就任挨拶	5
同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（同意）	6
教育長就任挨拶	6
閉会の宣告	7

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		5.19
1	伊 藤 充 章	×
2	川 岸 清 彦	○
3	吉 川 洋	○
4	斎 藤 勝 男	○
5	数 馬 尚	○
6	高 橋 成 和	○
7	横 溝 一 成	○
8	大 内 兆 春	○
9	堀 内 哲 夫	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 臨
		5.19
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	—————	—
教 育 長	林 智 明	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○
企 画 振 興 課 長	飯 山 重 信	○
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○
教 育 次 長	前 田 厚	○
企 画 振 興 課 技 師 長	佐 藤 康 弘	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 臨
		5.19
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○
書 記	三 上 美 知 子	○

平成 26 年

上砂川町議会第2回臨時会会議録（第1日）

5月19日（月曜日）午前10時00分 開会
午前10時26分 閉会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
5月19日 1日間
- 第 3 議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

（追加日程）

- 第 4 同意第 2号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○会議録署名議員

6番 高 橋 成 和
7番 横 溝 一 成

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、伊藤議員所用のため欠席の届けがありましたので、8名でございます。

なお、理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成26年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、高橋議員、7番、横溝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎町長就任挨拶

○議長（堀内哲夫） ここで、町長選挙後初めての議会でございますので、奥山町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

○町長（奥山光一） 皆さん、おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、町長就任に当たってのご挨拶をさせていただきます。

このたびの町長選挙におきましては、議員の皆様を初め多くの町民の皆様方からの温かいご支援とご厚情を賜り、無投票当選の榮に浴し、町長として町政を担当させていただくことになりました。心より感謝を申し上げます。改めて町長という職務の責任の重さを痛感しているところでありますが、これから4年間町政を担当させていただ

くに当たり、大変身の引き締まる思いとともに町長に就任いたしました以上は私の持てる力を尽くしまして町民のために町政執行に努めてまいりる決意を新たにしているところであります。

本町は、少子高齢化問題、人口減少問題、さらには財政健全化問題など諸課題が山積しておりますが、これまでこれらの諸問題の解決に積極的に取り組まれ、このたび退任されました貝田町長には心から敬意を表するところであります。私は、貝田町政での基本姿勢であります町民との協働の町づくりを継承しながら、新たな視点、新たな発想のもと新しい上砂川町の町づくりを組み立て5年後、10年後を見据えつつ町民の皆様とともに将来につながる活力ある安心、元気、個性豊かな町づくりの実現のために本町が抱えます少子高齢化問題や人口減少問題、財政健全化問題などの諸課題解決に多くの町民の皆様方のご意見を拝聴し、町民の皆さんと一緒に考え、誤りのない行政運営に努めてまいります。

特に少子高齢化、さらには人口減少問題につきましては、税収等の減少など町政運営全般に影響を及ぼすもののみならず、地域経済にも大きく影響を与える課題でありますことから、一日も早い対策のもと、将来に向け持続可能な行財政運営がなせるよう全力を傾注してまいります。また、議員の皆様方もご承知のとおり、本町には基盤となる産業がないことから、人口の定着化や移住対策のためにも新たな雇用の場の確保も急務であり、このほか超高齢化社会を迎え、それらに対する対応など、議会の皆様方、住民の皆様方、そして行政が一体となり、課題克服に努めなければならないというふうに考えております。

現在日本の経済は、回復傾向にあると言われておりますが、地方、とりわけ私どものような小規模自治体にはその実感はなく、依然として厳しい環境にあり、国の財政状況によってはさらに厳しい局面も予想されますが、国の動向を迅速かつ丁寧把握しながら、議員各位並びに町民の皆様方

のお力をお借りいたしまして、職員と一緒に知恵を出し、創意工夫によりこの困難な局面を乗り切っていきたいとの気概を持って町づくりを進めていきたいと考えております。そのために、私は町政執行に当たり誠心誠意努力してまいりる所存でありますので、どうか議員の皆様方にはさらなるご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、町長就任に当たってのご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第20号

○議長（堀内哲夫） それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第3、議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案の理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー1をご参照願います。このたびの改正は、地方税法施行令及び施行規則の一部を改正する政令、省令の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。初めに、(1)、個人住民税に係る改正でございます。①の公的年金からの特別徴収の見直しのうち、ア)、転出した場合における年金特別徴収の継続につきまして、現行年金を受給されており、住民税を納税する義務のある方に対しては納税の利便から年金からの特別徴収制度がございしますが、これら年金特別徴収の対象者が賦課期日後に町外に転出した場合は特別徴収から普通徴収に変更されることとなっております。今回の改正では、それら納税者が町外に転出した場合においても引き続いて特別徴収ができることとするものでございます。

次に、イ)、特別徴収の仮徴収税額の算定方法の見直しにつきまして、現行では年金特別徴収の仮徴収税額の4月、6月、8月分は前年度の2月に当たる額を徴収することとなっておりますが、扶養親族の減による扶養控除の減額などの理由により当該年度の年税額が前年度から大きく変動した場合に年金徴収額に不均衡が生じることから、今回の改正においては前年度の年税額の6分の1を仮徴収することにより次年度以降の徴収額の平準化を図るものでございます。

次に、②、金融商品に係る損益通算範囲の拡大、公社債等に対する課税方法の変更につきましては、金融証券課税の一体化の拡充を図るため、表にございましており上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算について、一定の公社債等の利子及び譲渡損益まで損益通算の範囲を拡大するものでございます。また、非課

税とされている公社債等の譲渡損益についても住民税5%、所得税15%、合わせて20%の申告分離課税の対象とするよう改正するものでありますが、この2点の改正により影響を受ける方は現時点本町にはいらっしゃいません。

続きまして、(2)、国民健康保険税に係る改正でございます。①の所得割額の算定の見直しにつきましては、ただいま説明いたしました個人住民税の金融商品に係る損益通算範囲の拡大、公社債等に対する課税方法の変更に伴い国保税の所得割額の算定を見直すものでありますが、住民税同様現時点本町での対象者はいらっしゃいません。

②の課税限度額の改正でございますが、被保険者間における保険税負担の公平の確保を目的に、表にありますように後期高齢者支援分を現行14万円から16万円に、介護保険分を現行12万円から14万円にそれぞれ2万円ずつ引き上げるものでございますが、現在本町でこの改正により保険税が引き上げとなる該当者はいらっしゃいません。

③の低所得者に係る保険税軽減の拡充につきましては、ア)において、現在2割軽減の対象とされている単身世帯が5割軽減の対象となるよう軽減判定の見直しをすること及びイ)では、2割軽減の対象となっている世帯の1人当たりの軽減判定所得金額を現行35万円から45万円に引き上げる見直しにより、それぞれ保険税軽減の拡充を図るものでございます。

なお、これら改正によりまして、参考に記載しておりますように本町における国保税軽減世帯のうち2割軽減世帯は、単身世帯と所得金額の見直しにより5割軽減へ移行する世帯がありますことから、軽減世帯総数は増加するものと見込むものでございます。

以上が内容の説明でございますが、ただいま議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に同意案件2件が所定の手続を経て提出されておりますので、急施事件としてこれを認め、追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎同意第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

慣例によりまして、林教育長は退席願います。

〔教育長 林 智明 退場〕

○議長（堀内哲夫） それでは、提案理由の説明

を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。

提案の理由といたしましては、本町副町長に平成26年5月20日より林智明教育長を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。

副町長の選任につき同意を求めることについて。

次の者を本町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求め。

住所、

氏名、林智明。生年月日、昭和35年12月25日。職業、上砂川町教育長。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

〔教育長 林 智明 入場〕

◎副町長就任挨拶

○議長（堀内哲夫） ここで副町長に選任されました林氏から挨拶を受けます。

○教育長（林 智明） 議長からご指示がありましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま副町長選任の同意案件につきまして、議員各位に同意を賜り、心より感謝を申し上げます。

私は、凶らずも副町長を命ぜられ、職責の重さに身の引き締まる思いであります。先ほど町長も挨拶で申しておりましたが、本町まだまだ多くの課題を抱えておりますが、行政推進に当たりましては奥山町長の意向に沿い、町民の声をよく聞いて町民のための行政運営に誠心誠意努力してまいりたいと考えております。

副町長として私は、もとより微力で荷が重過ぎるのでありますが、本町のため、町民のために全力を尽くす所存でありますので、議員各位におかれましては今まで同様ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、簡単であります、挨拶にかえさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎同意第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

慣例によりまして、飯山企画振興課長は退席願います。

〔企画振興課長 飯山重信 退場〕

○議長（堀内哲夫） それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。

提案の理由といたしましては、林智明委員が平成26年5月19日で辞任することに伴い、後任に飯

山重信企画振興課長を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、

氏名、飯山重信。生年月日、昭和37年11月2日。職業、上砂川町職員。備考、任期、前任者の残任期間。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っております、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

〔企画振興課長 飯山重信 入場〕

◎教育長就任挨拶

○議長（堀内哲夫） ここで教育委員に任命されました飯山氏から挨拶を受けます。

○企画振興課長（飯山重信） 議長からご指示がありましたので、ご挨拶をさせていただきます。

ただいま議員の皆様よりご同意をいただき、まことにありがとうございます。

私は、この職務を命ぜられ、重責に身の引き締まる思いであります。私自身、教育行政は初めてでございますが、奥山町長が取り組んでいく子育て支援施策の中で教育行政は大変重要な役割を担っていると思っております。微力でございますが、本町の教育行政推進のために全力で努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成26年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前10時26分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 横 溝 一 成